

期間入札による公売参加の手引き

I 期間入札の方法による公売

この制度は、公売に当たり、高松国税局において入札期間を定め、その期間内に郵送等による方法または担当者に直接差し出す方法により入札を受け、開札期日に開札を行って最高価申込者を決定の上、売却するというものです。

なお、郵送等とは、郵便若しくは信書便をいいます。

II 公売公告から入札までの手続き

1 公売公告

公売公告には、公売公告の番号、公売財産の種類、公売財産の見積価額及び公売保証金の額、入札期間、開札の日時・場所等が記載されており、高松国税局の掲示板等に掲示します。

2 公売保証金

(1) 公売保証金の振込人は、期間入札に係る入札者でなければなりませんので注意してください。

公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者が異なる場合は、入札が無効となります。

(2) 公売保証金納付期限までに、下記振込口座に入金済となることが必要です。

金融機関	百十四銀行 本店営業部
預金種類	普通預金
口座番号	3351847
口座名義人	たかまつこくぜいきよく 高松国税局 歳入歳出外現金出納官吏

(3) 公売保証金納付期限までに、入金が確認できない場合は、入札が無効となります。

(4) 振込みに当たっては、売却区分番号ごとに必ず「電信」扱いとしてください（振込手数料は入札者の負担となります）。

なお、振込人（入札者）の氏名（名称）の前にその売却区分番号を必ず記載してください。

【記載例】 「2-1 国税太郎」、「2-1 株式会社国税不動産」

(5) 「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書」の原本を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼付し、割印を行ってください（用紙からはみ出す場合は、割印後に折ってください）。公売保証金の入金確認後、領収証書を郵送いたします。

- (6) 公売保証金の入金後、その取消し又は変更はできませんので、注意してください。
誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売財産に係る公売保証金を振り込み、高松国税局の公売担当へご連絡ください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、開札期日後に返還いたします。
- (7) 開札の結果、最高価申込者等とならなかつた場合は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の返還請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。

3 入札期間及び入札書提出方法

- (1) 入札期間は、公売公告に記載された期間とします。
郵送で入札書を送付する場合は、重要書類ですので、書留・簡易書留・配達記録郵便を利用されることをお勧めします。
なお、入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、入札書の提出に当たっては、所要の日数を見込んだ上で郵送等の方法により送付をしてください。
- (2) 入札書の住所（所在地）及び氏名（名称）欄には、入札者が個人であれば住民登録上の住所及び氏名を、法人であれば商業（法人）登記上の所在地及び商号を記載してください。
字体は鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。
書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。
入札価額等に誤りがないことを、必ずご確認してください。
- (3) 入札書は、入札書提出用封筒に入れてください。
入札書提出用封筒には、公売公告番号、売却区分番号及び開札日時を記載してください。
なお、入札書提出用封筒に封入する入札書は1区分（売却区分）のみですので、複数の区分（売却区分）を入札される場合は、区分ごとの入札書提出用封筒が必要となります。
入札書提出用封筒には、入札書以外の書類を絶対に同封しないでください。
- (4) 直接提出する場合の入札書の提出は、入札書提出用封筒に入札書を入れて封をし、担当者に直接差し出して下さい。公売保証金振込通知書兼払渡請求書、公売保証金の充当申出書、委任状、買受適格証明書等の必要書類を添付してください。
なお、郵送等により提出される場合は、郵送用封筒に入札書提出用封筒（入札書を封入したもの）、公売保証金振込通知書兼払渡請求書、公売保証金の充当申出書、委任状、買受適格証明書等の必要書類を同封してください。
送付された書類を確認した後で、入札書提出用封筒受領証を郵送します。
なお、入札書の提出の確認等に関する電話での問い合わせには応じておりません。

(5) 一度提出された入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

同一人が、同一の区分(売却区分)について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

4 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条(買受人の制限)の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)の規定に該当する者
- (3) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者

III 売却決定から権利移転までの手続き

1 売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

2 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載された納付期限までに、売却決定価額から公売保証金を控除した金額を、現金で公売担当者に直接納付または、指定した預金口座に、1区分(売却区分)ごとに、「電信」扱いで振込みしてください。

預金口座(振込先)は、高松国税局特別整理第一部門にお問い合わせください。

また、振込人(買受人)の氏名(名称)の前に、その区分番号(売却区分番号)を必ず記載してください。

なお、振込手数料は振込人(買受人)の負担となります。

3 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。

ただし、所有権移転について農業委員会、都道府県知事等の許可又は届出の受理を要する農地等の場合のように、法令の規定等により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録がなければ権利移転の効果は生じません。

また、買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

4 公売財産の引渡しの方法

公売財産が不動産である場合には、国(高松国税局)は引渡しの義務は負いません。

5 公売財産の権利移転手続

権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により高松国税局長が関係機関に対し、

その登記又は登録の嘱託を行います。

買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに権利移転の登記又は登録の請求をしてください。

なお、公売財産の権利移転手続きに必要な登録免許税、郵送料等は買受人の負担となります。

IV その他

1 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

- (1) 買受代金の全額が納付される前に、公売財産にかかる滞納国税の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)の規定が適用された場合。

2 買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。この場合において、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込等の取消しを行うことができます。

3 公売保証金の国庫帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金はその公売にかかる国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第108条の処分を受けた者の納付した公売保証金は、国庫に帰属します。

[注意事項]

以下の行為があった場合には、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実があつた後2年間は公売への参加が制限されます。